

令和2年12月16日(水)  
国土交通省関東地方整備局  
河川部

## 記者発表資料

### 霞ヶ浦導水事業計画の変更について

霞ヶ浦導水事業の事業計画について、河川法第70条の2第2項及び河川法施行令第38条の3第2項の規定に基づく手続きが完了し、令和2年12月16日付けで事業計画を変更しましたのでお知らせします。

(主な変更内容)

- 事業費 : 約1,900億円 → 約2,395億円
- 工期 : 平成35年度 → 令和12年度
- 都市用水(水道・工業)の最大取水量 : 9.026m<sup>3</sup>/s → 7.322m<sup>3</sup>/s

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、栃木県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ  
茨城県政記者クラブ、都庁記者クラブ、千葉県政記者会

#### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局	TEL. 048-601-3151 (代表)
河川部 広域水管理官	なかね たつと 中根 達人 (内線3516)
河川部 河川計画課 建設専門官	わしや きんや 鷺谷 欣也 (内線3613)

# 霞ヶ浦導水事業の事業計画変更（第5回変更）について

## 1. 事業計画等経緯

昭和51年度	実施計画調査着手		
昭和59年度	建設事業着手		
昭和60年度	事業計画策定	(事業費：約1,600億円)	工期：H5年度)
平成5年度	第1回変更	(事業費：約1,900億円)	工期：H12年度)
平成13年度	第2回変更	(事業費：約1,900億円)	工期：H22年度)
平成14年度	第3回変更	(事業費：約1,900億円)	工期：H22年度)
平成27年度	第4回変更	(事業費：約1,900億円)	工期：H35年度)
令和2年度	第5回変更	(事業費：約2,395億円)	工期：R12年度)

## 2. 変更理由

第4回変更以降に生じた社会経済状況の変化（物価上昇・消費税率の変更等）や現場条件の変更、地元関係者や地権者等との調整状況などを踏まえ、事業費の増額及び事業工期の延長が明らかとなったため。

また、都市用水利水者である埼玉県（水道）及び九十九里地域水道企業団（水道）が撤退し、印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）及び千葉県（工水）が減量することとなったため。

## 3. 主な変更内容

- ① 事業費を約1,900億円から約2,395億円へ変更（約495億円増）
- ② 工期を平成35年度から令和12年度に延長（7年延長）
- ③ 都市用水（水道・工業）の最大取水量が9.026m<sup>3</sup>/sから7.322m<sup>3</sup>/sに変更

(参考)

## 霞ヶ浦導水事業の目的と進捗状況

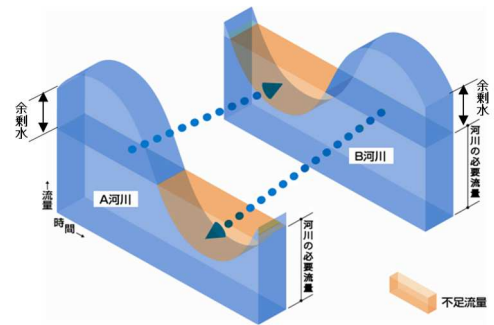
### ○事業の目的

霞ヶ浦と利根川下流部、霞ヶ浦と那珂川下流部をトンネルで結ぶ流況調整河川を建設し、河川湖沼の水質浄化、流水の正常な機能の維持、都市用水の供給を目的としています。

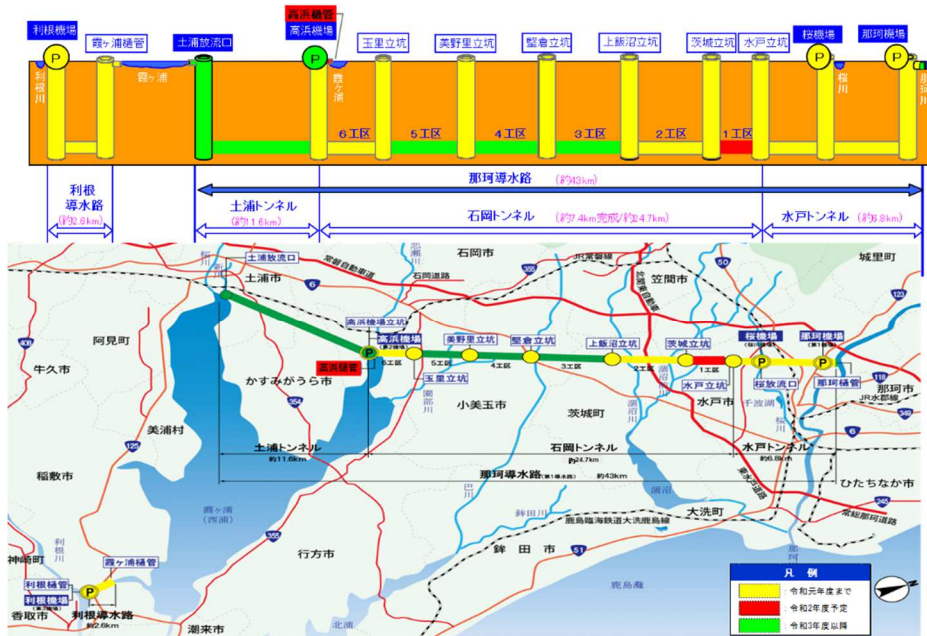
### 位置図



### 流況調整河川事業のイメージ



### ○事業の進捗状況（令和2年3月31日時点）



用地：用地取得100%

区分地上権 那珂導水路（石岡トンネル98%、土浦トンネル0%）  
利根導水路 100%

工事：那珂導水路（水戸トンネル100%（約6.8km）、石岡トンネル30%（約7.4km/24.7km）、土浦トンネル0%（約11.6km））

利根導水路100%（約2.6km）

導水路立坑92%（11基/12基）

機場（2機場は完、1機場は樋管の一部分のみ未、1機場は未）